

<論 説>

世界経済ブロック化の新動向

石 崎 昭 彦

目 次

はじめに

通商ブロックを形成するアメリカ

- 1 アメリカ・イスラエル自由貿易地域協定
- 2 アメリカ・カナダ自由貿易協定
- 3 カリブ海地域構想
- 4 政策転換の意味するもの

域内経済統合を進めるEC

- 1 域内市場統合のための措置
- 2 市場統合から生ずる利益
- 3 市場統合の国際経済的意味

世界経済の分裂と統合

はじめに

世界経済に2大経済ブロックを形成する動きが現われてきた。アメリカは米加自由貿易地域の創設を中心に通商ブロックの形成を推進しており、ECは域内市場の統合に乗り出し、経済同盟を一段と強化することに着手した。

両経済ブロックの人口とGNPの大きさは第1表の通りである。米加両国を合わせると、総人口は1986年に2億6700万人、GNP総額は4兆6000億ドル、1人当りGNPは1万7000ドル強であり、米加経済の統合は世界で最も豊かで巨大な経済地域を創出することになる。EC12カ国の総人口は3億2200万人余と米加地域を上回るが、経済規模ではこれに及ばない。そのGNP総額は同年に購買力平価による米ドル換算額で約4兆ドル、1人当りGNPは1万2000ドルである。しかし域内経済統合の進展がその発展の潜在力を刺激し、経済の活性化に成功すれば、ECは米加地域に匹敵しうる経済圏となりえよう。

これら両地域における経済的結合の進展は域内の経済的国境の削減・撤廃と域外差別措置によって大規模な経済ブロックの形成に導くものであり、自由貿易体制に大きな打撃を与えることになる。このような経済ブロック形成の新動向は、これまで世界経済の主導的中心国として自由貿易体制の

第1表 主要先進国の人口とGNP, 1986年

	アメリカ	カナダ	米加合計	ドイツ	フランス	イギリス	イタリア	EC12カ国 合計	日 本
人口(100万人) ¹⁾	241.6	25.6	267.2	61.0	55.4	56.8	57.2	322.8	121.4
GNP(10億ドル) ²⁾									
(1)	4,160.6	446.1	4,606.7	908.3	762.6	720.2	644.1	3,950.0	1,658.3
(2)	4,206.1	350.5	4,556.6	901.5	710.2	554.6	502.6	3,348.6	1,994.4
1人当りGNP(ドル)									
(1)	17,220	17,430	17,240	14,890	13,770	12,680	11,260	12,240	13,660
(2)	17,417	13,686	17,053	14,769	12,822	9,781	8,783	10,374	16,416

【出所】 人口, GNP(1), 1人当りGNP(1)は, U. S. Central Intelligence Agency, Handbook of Economic Statistics, 1987 p. 24 から。GNP(2), 1人当りGNP(2)は, U. S. Dept. of Commerce, Statistical Abstract of the United States, 1988, p. 806 から。

1) 人口は1986年中央の人口。

2) GNP(1)はOECD使用の1986年購買力平価により米ドル換算したもの。GNP(2)は1986年の市場為替相場で米ドルに換算したもの。

形成拡大に指導的役割を演じてきたアメリカがその産業的優位の後退に伴ってそのような指導的役割を果しえなくなったという事情に根差している。米加自由貿易地域の創設はアメリカがその産業的劣勢を挽回する一手段であり、その挽回後はアメリカが再び世界経済の指導国になりうる可能性を秘めるものではあるが、当面はそれは世界経済の中心勢力であったアメリカが地域的勢力に後退する一局面を意味することになるのかもしれない。

世界経済においてその主導的中心国は経済上の優位を喪失したが、それに代わる指導国が現われていない状況のもとでは、地域的勢力を中心にいくつかの経済ブロックが形成される可能性がある。¹⁾ 米加自由貿易地域の創設とECの経済的統合はそのような分極化傾向の具体的現われかもしれない。しかし世界経済にはそれを統合する力も作用している。米欧諸国の比較優位産業は自由貿易体制の支持勢力たりうるし、国際経済的に優位を占める日本は自由貿易体制の擁護に死活的利害関係をもっている。

通商ブロックを形成するアメリカ

1980年代に入ってアメリカの通商政策にはいくつかの顕著な変化が現われた。²⁾ 第1は貿易救済法による産業保護政策の強化であり、第2は公正貿易政策と相互主義政策の推進である。第3は二国間協定政策と地域の特恵政策への転換であり、通商ブロックの形成はこの政策の目標となっている。

アメリカは1982年にはガットの多角的貿易交渉の再開を呼びかけ、現在進行中のウルグアイ・ラウンドに参加しているが、他方では二国間交渉や地域的交渉を進めてきた。アメリカは通商政策において両面作戦を展開している。問題は両者がどのような関係にあるかである。1984年にアメリカ通商代表部上級補佐官ゲザ・フィクテクティ氏(当時)が政府公報誌“Economic Impact”の編集者の質問に答える形でこの問題について興味深い説明を行っている。³⁾ この説明で明らかにされたアメリカの政策的立場は次のように要約するこ

とができる。

ガットの多角的貿易交渉は自由な国際貿易システムを組織する最善の方法ではあるが、国際貿易自由化の新たなルールについてガット加盟国間で合意に達するのは容易でなく、多角的貿易交渉は長期間を要する困難な過程となる。そこでアメリカとしては新ラウンドのために努力はするけれども、まずは利害の一致する国々との間で自由貿易地域や「ガット・プラス」方式の協定を取り決める計画であるし、あるいは大幅な貿易自由化を達成することのできる一部の主要通商国が「スーパー・ガット」を作ることをも考えている。いずれもガットの最恵国原則からの逸脱であり、無差別原則は侵蝕されることになるが、それは状況の変化によるもので止むを得ないことである。

このような見解はアメリカの政策立案者たちの支配的見解であり、1983年カリブ海地域経済復興法(The Caribbean Basin Economic Recovery Act of 1983)と1984年通商関税法(The Trade and Tariff Act of 1984)に具体化されることとなった。

1 アメリカ・イスラエル自由貿易地域協定

1984年通商関税法第4編・対イスラエル貿易法は、アメリカがイスラエルとの間で自由貿易地域を創設する通商協定を締結する権限を大統領に与え、その条件や手続きなどを定め、また同様の協定を一定の条件のもとで他の諸国と締結することをも認めた。⁴⁾

アメリカはイスラエルと緊密な政治的関係にあって、イスラエルに対する兵器の主要供給国であり、貿易上では一般特恵制度に基づいて特恵を供与してきた。両国間の貿易収支はイスラエル側の大幅赤字であり、この不均衡是正のためにイスラエルは1970年代からアメリカに対して自由貿易協定の締結を求めてきた。アメリカとの自由貿易協定はイスラエル産品に対しアメリカ市場への大きな輸出機会を与えるものであり、イスラエルのダイヤモンド、事務機器、電話機器、電気機器・部品などの対米輸出増加が期待された。他方でイスラエルもアメリカに対して全関税障壁を撤廃するから、加工食品や耐久消費財など競争力の弱い産

業は大きな打撃を受けるが、巨大なアメリカ市場への有利な輸出機会を確保するために、イスラエルはその代償を支払う道を選んだのであった。

アメリカにとっては自由貿易協定はECに対抗してイスラエル市場に進出する機会を与えるものであった。イスラエルがアメリカからの輸入品に賦課する平均関税率は1982年に10.3%であった。ECは農産物など1部を除くイスラエル産品に対して1977年から自由貿易特惠を供与し、他方、イスラエルはECからの輸入工業製品の60%に対し80年1月までに関税を段階的に撤廃し、残余については遅くとも89年までに免税待遇を与えることにした。イスラエルの対EC製品関税が軽減され全廃されるとすれば、アメリカ産品はイスラエル市場においてEC製品より不利な立場に置かれることになる。アメリカ・イスラエル自由貿易地域の形成はこの不利を克服し、高度技術製品や産業機械や耐久消費財など工業製品ばかりでなく農産物をも含むアメリカ産品がイスラエル市場において優位に立つことを可能にするものであった。⁵⁾

1981年にイスラエル政府はアメリカとイスラエル間で自由貿易地域を創設する構想を提案した。1983年にレーガン政権はその創設について二国間交渉を行うことに同意し、84年から両国間で交渉が開始され、85年6月にアメリカ・イスラエル自由貿易地域協定(U.S.-Israel Free Trade Area Agreement)が成立した。両国は同協定に基づいて両国間の関税を10年間に段階的に引き下げ撤廃することとなった。イスラエルが経済規模の小さい発展途上国であるため、同協定は多くの注目を集めなかったが、それは無差別原則からの逸脱であり、通商ブロックの形成であるという点で重要な意味をもつ。

2 アメリカ・カナダ自由貿易協定

アメリカとカナダの経済関係は地理的条件からして非常に緊密である。両国の貿易関係を見ると第2表の通りで、カナダの輸出総額に占める対米輸出のシェアは1980—87年に62%から73%に上昇し、カナダの対米輸入シェアは67%前後の高水準を維持した。カナダ貿易の圧倒的部分が対米貿易

第2表 米加貿易関係

	1980	1985	1987
アメリカの対加貿易(10億ドル)			
輸出	40.7	53.9	59.8
アメリカ総輸出に占めるシェア(%)	18.0	24.6	23.6
輸入	42.0	69.6	72.7
アメリカ総輸入に占めるシェア(%)	17.1	20.2	17.9
対加貿易収支	-1.3	-15.7	-12.9
対加経常収支	7.3	-6.6	-2.6
カナダの対米貿易シェア(%)			
カナダ総輸出に占めるシェア	62.0	76.7	73.1
カナダ総輸入に占めるシェア	66.7	68.1	67.1

〔出所〕 Jeffrey J. Schott and Murray G. Smith, eds., The Canada-United States Free Trade Agreement: The Global Impact, 1988, pp. 9—10から、通関ベースの数値。

である。アメリカの輸出総額に占める対加輸出のシェアは80—87年に18%から24%に上昇し、その対加輸入シェアは18%前後を占めた。カナダはアメリカにとって最大の貿易相手国である。両国間貿易は80年代に入って一段と緊密化する動きを示している。両国間の貿易収支はアメリカの赤字であり、赤字額は80—87年に13億ドルから129億ドルに著増した。サービス収支はアメリカの黒字であるが、貿易赤字が増大したため、両国間の経常収支もアメリカ側の赤字に転じた。

両国間の自由貿易構想はこうした緊密な貿易関係を背景にしてこれまでも何回か提案されたことがあったが、実現するにはいたらなかった。ただし、自動車産業の場合にはその特殊な事情から1965年に米加自動車貿易協定(U.S.-Canadian Automotive Products Trade Agreement)が成立し、両国間で自動車と同部品の自由貿易が実施されてきた。同協定はガットの無差別原則からの逸脱であったが、ガット締約国は止むを得ざる例外としてガット規約第25条により義務免除をそれに認めたのであった。⁶⁾

1985年にカナダは正式に米加自由貿易地域構想を提案し、86年5月から両国間で交渉が開始され、87年12月に両国は自由貿易協定について合意に達

第3表 米加間の産業部門別関税

(1987年, %)

産 業	カナダ	アメリカ
織 維	16.9	7.2
衣 類	23.7	18.4
革 製 品	4.0	2.5
履 き 物	21.5	9.0
木 製 品	2.5	0.2
家具・建具	14.3	4.6
紙 製 品	6.6	0.0
ゴム製品	7.3	3.2
非金鉱物製品	4.4	0.3
ガラス製品	6.9	5.7
鉄 鋼	5.1	2.7
非鉄金属	3.3	0.5
金属製品	8.6	4.0
非電気機械	4.6	2.2
電気機械	7.5	4.5
輸送機械	0.0	0.0
その他製品	5.0	0.9

〔出所〕 Jaques Pelkman, *The Internal Markets of North America: Fragmentation and Integration in the US and Canada*, 1988, p.115. 東京ラウンド実施後の関税。米通商代表部の数値。各関税はそれぞれ相手国からの輸入に基づく加重平均。

し、88年1月には米大統領とカナダ首相が米加自由貿易協定 (U. S.-Canadian Free Trade Agreement) に調印した。9月にはアメリカ上院が米加自由貿易実施法案を批准し、レーガン大統領が同法案に署名した。これで同協定を発効させるための米側の手続きは終わり、カナダ側の批准作業が終了し、99年には同協定が発効することになる。

米加自由貿易協定の基本的要素は関税の相互的撤廃である。コンピュータや電気通信機器など少数品目の関税は協定発効と同時に撤廃されるが、機械類、自動車部品、家具などの関税は5年間で、鉄鋼、繊維、農産物などのような輸入に敏感な重要品目の関税は10年間で段階的に取り除かれ、1999年には両国間で互恵的自由貿易が実現することになる。同協定はまたエネルギー貿易を自由化すること、サービスおよび投資の分野で相互に内国民待遇を供与し、規制を緩和することなどを

定めた。⁷⁾

米加自由貿易協定がカナダに与える利益は、カナダ産業に対して同協定が広大なアメリカ市場に参入する機会を拡大すること、最近アメリカにおいて勢力を強めてきた保護貿易主義の影響を同協定で回避できること、アメリカからの投資と輸入の増加がカナダ経済を活性化すると期待されることにある。アメリカにとっては、同協定によりカナダの高率関税が撤廃される効果は大きい。アメリカからの製品輸入に対するカナダの平均関税率とアメリカの対加製品関税率を製造業の主要分野別に見れば第3表の通りで、ほとんどすべての製造業分野でカナダの関税率がアメリカのそれを大幅に上回っている。両国間の平均関税率を見ると、⁸⁾ 1985年にアメリカからの有税品輸入に対するカナダの平均関税率は9.9%と高率であり、カナダからの有税品輸入に対するアメリカの平均関税率は3.3%にすぎなかった。アメリカの対加貿易赤字の1因はこのようなカナダの高率関税であった。第2に、アメリカは情報通信、金融などのサービス産業、エネルギー産業、高度技術産業といった比較優位分野における投資の自由化からも大きな利益を引き出すことができよう。

同協定が実施されれば両国間の貿易は大幅に増大するものと考えられる。1つには貿易障壁の撤廃に伴って域内分業が拡大するからである。域内競争の激化と分業の拡大によって北米企業の生産性が上昇し国際競争力が強化されれば、両国の域外貿易収支は改善される。第2に、域外差別による貿易転換効果が生ずる。米加両国の域内輸出は貿易差別を受ける日本や欧州など域外諸国の対米・対加輸出の犠牲において増大することになる。域外差別によって域内貿易が拡大し、域外貿易収支は改善される。

しかし米加自由貿易協定の実施に伴って米加経済の拡大が刺激されれば、域外輸入の絶対額は増大しよう。そうなれば域外差別による域外諸国の対米加輸出の損失の一部は補われることになる。しかし米加両国の輸入に占める域外諸国からの輸入シェアは減少するであろう。総じて米加両国の貿易総額が増大する中で域外貿易のシェアは低下

しよう。

米加貿易関係ではアメリカの対加貿易収支の赤字は減少するであろう。1つにはカナダの高率関税が撤廃され、アメリカの対加輸出が増大するからであり、また1つにはアメリカの対加輸出が日欧など域外諸国の対加輸出に一部代位するからである。

3 カリブ海地域構想

カリブ海地域はアメリカが伝統的に特別の関心を有する地域である。レーガン政権は1982年にカリブ海諸国経済の総合開発を進めるためのカリブ海地域構想 (Caribbean Basin Initiative, CBI) を提案した。それは「ミニ・マーシャル計画」⁹⁾ と呼ばれた野心的計画であり、議会において反対派の圧力によって圧縮されはしたものの、83年8月にはカリブ海地域経済復興法として承認され、84年から実施されることとなった。¹⁰⁾

CBIは貿易特惠と経済援助と税制による投資誘因の供与とによって同地域の経済開発を促進する計画であり、その基本は同地域からのアメリカの輸入に免税待遇を与える特惠政策である。繊維、履き物、革製品、石油など一部品目はその対象から除外されたが、原産品要件を満たす多数品目には免税輸入が認められた。しかし他方において、CBIはアメリカから貿易特惠を得ているカリブ海諸国がアメリカの通商に不利な影響を与える措置を導入する場合には、CBIによる貿易上税制上の特典を失うことをも定めている。

カリブ海地域構想はアメリカがカリブ海諸国に一方的に自由貿易特惠を供与する取決めであり、アメリカにとって最初の地域的特惠取決めである。それは発展途上国に対するこれまでの多角的アプローチ政策からの逸脱であり、通商政策上の重要な転換を意味する。アメリカはすでに一般特惠制度に基づいてカリブ海諸国にも特惠を供与しており、CBIはこれに追加してカリブ海諸国に特惠を与え、他の途上国を差別する。このような地域的特惠政策は経済援助や投資刺激政策と相まって同地域をアメリカの通商ブロックに組み入れることになろう。

4 政策転換の意味するもの

アメリカが通商政策を多国間主義から二国間協定政策や地域的協定政策へと転換したのは、次のような事情によるものであった。

第1は国際経済におけるアメリカの優位が衰退し、貿易赤字が著増するにいたったことである。産業的優位が後退したためにガットのルールを遵守するアメリカの能力は低下し、ガットにおけるアメリカの指導力は弱まった。国際経済において優位を占めていた間は、アメリカは自国市場を無差別に開放することができたし、またそうすることによって貿易相手国にも無差別の市場開放を要求することができた。貿易相手国にガットのルール遵守を働きかけるに当たっても、相手国側に残存する貿易障壁については寛大に取り扱う余裕もっていた。経済力の後退に伴ってアメリカはそのような貿易政策上の非対称性を容認する余裕を失い、公正貿易政策、相互主義政策、二国間協定政策へと転換するにいたったのである。

第2に、80年代に入って貿易赤字が著増したためにアメリカは輸出市場の拡大のために特別の措置を講ずる必要に迫られた。アメリカにとっての輸出環境は80年代に著しく悪化した。世界経済の成長率が全般的に低下する中で主要通商国間の国際競争が激化しているためであり、また発展途上国の累積債務問題がアメリカの輸出市場であった途上国の輸入力を低下させているためである。アメリカの対EC貿易収支は80年代には赤字へと転じ、対途上国貿易収支も黒字から赤字へと転じた¹¹⁾。二国間協定政策あるいは地域的協定政策は厳しい輸出環境の中で輸出市場を拡大するための手段である。

このような状況のもとで二国間協定政策あるいは地域的協定政策による通商ブロックの形成は、アメリカ通商政策の基本方針になったと見てよい。アメリカは87年11月にはメキシコとの間で自由貿易協定締結のための交渉を開始することについて合意に達した。88年には台湾や東南アジア諸国連合 (ASEAN) に対し自由貿易協定の締結を働きかけている。アメリカはアジアに通商ブロックを拡大する政策を進めている。1つには、ECが92年

第4表 主要国の成長率と失業率

(%)

年平均または年次	1974—79	1980—85	1980	1981	1982	1983	1984	1985
GDP成長率								
アメリカ	2.4	2.5	0.0	3.7	-2.5	4.0	6.7	3.0
カナダ	4.2	2.4	1.5	3.7	-3.3	3.1	5.6	3.9
日本	3.6	4.0	4.4	3.9	2.8	3.2	5.0	4.5
EC	2.4	1.2	1.0	-0.2	0.5	1.4	2.3	2.4
ドイツ	2.3	1.3	1.4	0.2	-0.6	1.5	2.7	2.6
フランス	3.1	1.1	1.1	0.5	1.8	0.7	1.5	1.1
イギリス	1.5	1.2	-2.3	-1.2	1.0	3.8	2.2	3.7
イタリア	2.6	1.4	3.9	0.2	-0.5	-0.2	2.8	2.3
失業率								
アメリカ	6.7	8.0	7.0	7.5	9.5	9.5	7.4	7.1
カナダ	7.2	9.9	7.4	7.5	10.9	11.8	11.2	10.4
日本	1.9	2.4	2.0	2.2	2.4	2.6	2.7	2.6
EC	4.8	9.4	6.3	8.1	9.4	10.4	11.1	11.2
ドイツ	3.5	6.5	3.3	4.6	6.7	8.2	8.2	8.3
フランス	4.5	8.3	6.3	7.4	8.1	8.3	9.7	10.2
イギリス	4.2	9.8	5.6	9.0	10.4	11.2	11.2	11.5
イタリア	6.6	8.8	7.5	7.8	8.4	9.3	9.7	9.9

〔出所〕 OECD, Historical Statistics, 1960—1985, 1987, pp. 39, 44. ECは加盟12カ国についての数値。

完成予定の域内市場統合によって経済ブロックとしての性格を強める傾向にあり、アメリカとしては輸出市場をアジアに求めざるを得ないからであり、また1つには日本に対抗してアジア市場を確保するためである。

域内経済統合を進めるEC

1980年代にアメリカが財政赤字と貿易赤字に悩まされたのに対して、ECは経済的停滞に苦しんだ。第4表に示したように、ECの経済成長率は70年代から80年代にかけて大幅に低下し、80—85年の平均成長率は1.2%であり、アメリカの2.5%の半分弱にすぎず、日本の4%を大幅に下回った。失業率は74—79年には4.8%であったが、80年には6.3%となり、その後急上昇して85年には11%の高水準に達した。EC域内市場は加盟諸国が設けている様々な非関税障壁によって分断されていて競争の刺激が弱く、マイクロエレクトロニクスに基づく技術革新は日米に大幅に立遅れ、その結果としての産業的停滞はEC経済を弱体化させる

大きな要因となった。このような経済的停滞から脱出し、日米に対抗しうる経済力を再建することがECの最優先課題となり、この課題を達成するための政策として、経済的国境の撤廃による域内経済統合が推進されることとなった。

ECの創設を定めたローマ条約は、関税の撤廃ばかりでなく、貿易制限効果をもつ数量制限やその他の措置の廃止をも求めていた。EC形成の当初においてはこれらの非関税障壁は重大性をもつものとは考えられず、ECはまず関税同盟の形成に向って進んだ。1968年には域内関税は撤廃され、対外共通関税が形成されて関税同盟が成立し、またほぼ同じ頃までに共通農業政策も実施されるにいたった。こうした措置によりECの域内貿易は著増し、EC貿易総額に占める域内貿易のシェアは増大した。第5表に示したように、ECの輸出総額に占める域内輸出のシェアは、1957—72年間に32%から50%に増加し、イギリスなど3カ国が加盟した73年後にはさらに増加して85年には55%となった。

域内関税の撤廃は比較的に容易に行われたが、

第5表 EC貿易における域内貿易シェア (%)

	1958	1972	1985
輸 出			
E C (6)	32.1	49.5	—
E C (9)	—	51.6 ¹⁾	54.7
ドイツ	50.9	54.1	54.1
フランス	30.9	60.4	53.8
イタリア	34.5	54.5	49.2
イギリス	21.8	33.8	48.9
輸 入			
ドイツ	53.7	55.9	49.0
フランス	28.3	58.6	59.5
イタリア	30.2	51.0	47.4
イギリス	21.8	34.1	47.7

〔出所〕 UNTAD, Handbook of International Trade and Development Statistics, 1972, p. 50; Ibid., 1987 supplement, p. 36から、国別の数値はCommission of the European Communities, The External Trade of the European Community, European File, No. 1/87, 1987, p. 2から。

1) 1973年の数値。

非関税障壁についてはそうはいかなかった。多くの非関税障壁が残存したばかりでなく、新たな障壁が導入された。70年代のスタグフレーション下でEC諸国は域外諸国に対してばかりでなく域内諸国に対しても自国市場を保護するための規制を導入した。各国の様々な工業規格や品質規制、健康安全規制、環境規制、労働規制、国境規制、間接税の相違などは、商品やサービスや人や資本の自由な移動を阻害し、域内市場統合に基づく単一欧州経済の創出を妨げ、域内産業の経済効率を低下させ、EC経済に大きな負担を課すものであった。これらの非関税障壁を撤廃するための努力は多年にわたり行われてきたが、ほとんど成功しなかった。しかし80年代に入るとEC諸国の雰囲気に変化が生じた。域内単一市場を創出し経済力を強化しなければ、ECは競争相手国である日米の劣位に立たされ二流国に転落せざるをえないとの危機感が高まり、EC単一の経済的枠組を創出するために新たな努力が試みられることとなった。

EC委員会は欧州理事会（EC首脳会議）の要請を受けて1985年6月に『域内市場の完成』と題する白書を発表し、域内における商品、サービス、

労働力、資本の自由な移動を妨げているすべての障壁を取り除くために300項目以上の措置を講ずる必要のあることを提案し、1992年までにそれらの措置を実施に移す予定表を発表した。¹²⁾ この提案はイギリスと西ドイツが財政制度の共通化について疑問を表明しただけで大部分受け入れられた。問題はこれらの提案の各項目を加盟国にどのようにして認めさせ実施させるかであったが、単一欧州議定書（Single European Act）が承認されたことにより統合政策は軌道に乗ることとなった。

単一欧州議定書はローマ条約の最初的大幅改正であった。それは域内市場統合を1992年までに完成すべきことを定め、そのための政策決定については慎重を要する一部の分野を除いて閣僚理事会における議決方式を全会一致の原則から限定多数決方式に改めるなどの改正を行った。¹³⁾ 1985年12月ルクセンブルグで開催された欧州理事会は同議定書を可決し、それは加盟12カ国に批准のために送られ、各国の批准・調印を経て87年7月に発効した。

1 域内市場統合のための措置

85年EC委員会白書は域内市場統合のために除去すべき300項目にのぼる障壁を次の三大項目に分類し説明している。¹⁴⁾

(1) 物理的障壁の除去

物理的障壁は域内諸国の税関での規制である。この域内国境規制は人や商品や動植物が国境を通過する時に実施されており、諸国間の税制や経済的社会的規制の相違、治安維持の必要性などに起因する。税関は国境を移動する商品についての間接税の徴収事務を行い、輸出入制限品目の検査や動植物の検疫を実施し、禁制品を差し押え、テロリストの移動や麻薬の運搬を防止するための検査を行なうなど様々な規制を実施している。

このような域内国境規制は物理的制約であるばかりでなく経済的制約でもあり、その存続は域内市場を各国市場に分断するものであり、そのことから域内諸国経済に多くの負担を課し、経済的効率を著しく損なうことになっている。国境規制による経済的負担の大部分は国境通過にかかわる各

種の書類作成の費用と、検査や書類作成に伴う国境通過時間の延長による時間の空費によるものである。

88年には一部の国境手続きが大幅に簡素化された。それまでは国境を通過する商品について域内諸国がそれぞれ別個の書式による書類作成を要求し、EC内で70種もの異なる書式が使用されてきたが、88年1月からはこれらの書式の大部分は統一行政書類と呼ばされる域内共通の書式に取り替えられた。この新書式の採用により商品移動に伴う書類作成費用は節約されることになった。旅行者についてはこれまでの所、二国間ベースの措置により国境通過手続が簡素化されてきており、欧州旅券の導入などなお改善すべき余地は多く残っている。

(2) 技術的障壁の除去

技術基準、品質基準、安全基準、衛生環境基準、消費者保護基準など、生産物についての規制や基準は域内諸国間で異なっており、その結果として域内貿易は制限され、経済効果は悪化する。ある国で安全と見なされ合法的に販売されている商品が他の国では販売を許可されない場合がある。西ドイツの法律では化学防腐剤を添加したビールは国内での販売が認められないので、外国製ビールは輸入できなかった。この法律は87年になってようやく裁判所が無効とした。また例えばチョコレートは品質規制が異なるために、イギリス、デンマーク、アイルランド製のチョコレートは他のEC6カ国ではチョコレートとしては販売できない。テレビ市場についてみると、フランスはSECA M方式を採用しているが、イギリスと西ドイツは種類の異なるPAL方式を採用している。国によりテレビの技術基準が異なるためにフィリップス社は欧州諸国の基準に合わせるために100種類以上のテレビを生産している。

このような基準や規制の相違は域内貿易を制限するばかりでなく、輸出する場合には貿易相手国の基準に合わせて多様な製品を生産しなければならず、企業の生産コストを高めて経済全体に負担を課すことになる。これらの域内障壁はEC共通の統一基準や規制を導入することによっても除去

できるし、またある国で製造販売が認められている製品は他の国でも販売できるという相互承認の原則を採用することによっても除去される。

現行の政府調達方式も域内貿易に対する技術的障壁の1つになっている。政府購入額はECのGDPの8—9%を占め、その購入契約の90%以上は国内業者への発注である。外国製設備を国内業者が供給する場合があるが、競争入札が行われないうために、政府購入価格が市場価格よりも高い場合が多い。一定金額以上の政府購入契約は公開入札によらなければならないことになっているが、購入契約の分割や業者との直接的な購入交渉によって政府は競争入札要件を回避することができる。

このように政府調達市場が各国別の市場に分断され、各国市場内においても競争が制限されているということは、域内諸国政府の購入コストを高め、経済的不効率をもたらすものである。また電気通信など重要分野が国産技術開発政策により競争入札制の例外とされていることは、研究開発費の重複と市場の分断に結果し経済効率を損なっている。

人の自由な移動も技術的障壁によって妨げられている。高等教育免状や職業資格について域内諸国間でその取得の基礎的条件を統一し、あるいは域内諸国が相互承認制を導入することによってその障壁を取り除く政策が進められることになっている。

道路輸送、鉄道、内陸水路・海上輸送、航空についての域内諸国の保護主義的規制を取り払い、輸送サービス取引の自由化を推進することは、共通運輸政策形成の主要目標である。輸送サービスはECのGDPの7%を占めており、この分野における自由市場の形成は域内貿易と産業に大きな経済的利益をもたらすことになる。

(3) 財政的障壁の除去

EC諸国間では付加価値税の税率とその対象範囲が異なり、また物品税体系も違う。このような間接税制の相違を守り、脱税を防止するために、域内諸国は財政的な国境規制を実施している。

付加価値税であれ物品税であれ間接税はそれが賦課される財貨・サービスの価格に多かれ少なか

れ転嫁され、国毎のその相違は価格水準の相違に現われる。間接税制の相違とその結果としての物価体系の相違をそのまま残しておいて国境規制を撤廃すると大きな問題が生ずる。それらの相違は組織的な詐欺行為と脱税を誘発し、低税率国から高税率国へ輸入を増大させることになる。それは税収の損失であるばかりでなく、低税率国と高税率国間の貿易を歪める。

そこでEC委員会は上述の白書において域内諸国間で異なる間接税の構造と税率をある範囲にまで接近させることを提案した。アメリカの州際取引の経験から学んでEC委員会が提案した間接税の開きの範囲は5%以内である。このような間接税率の格差の縮小は、税制の相違が生み出す生産コストと販売価格の歪みを是正し、企業間競争を刺激し、生産効率に基づく域内分業と貿易の拡大を促すことになる。

これらの域内障壁を除去し市場統合を進めるためには、EC委員会がそれに必要な措置（指令案）を閣僚理事会に提案し、同理事会がそれを採択するという手続きがとられる。市場統合に必要な指令案は当初の300項目から285項目に修正された。1988年9月末現在のその実施状況を見れば第6表の通りで、202項目が提案済みとなっており、そのうちの92項目が閣僚理事会で採択され実施に移された。¹⁵⁾ 11月初めの時点では市場統合の実現に必要な指令案は279項目、そのうち閣僚理事会で

第6表 EC市場統合の進捗状況
(1988年9月末現在、項目数)

1. 閣僚理事会で最終採択されたもの	92
2. EC委員会から原案提出済み（採択未済）のもの	110※
小計	202
3. EC委員会が1988年中に提案予定のもの	58
4. EC委員会が1989—91年中に提案予定のもの	25
小計	83
合計	285

〔出所〕時事通信社『世界週報』1988年11月1日号、13頁、EC委員会発表。※印の数値には閣僚理事会で部分的に採択された7項目を含む。

採択されあるいは基本合意に達した項目は107項目となった。¹⁶⁾ 38%の進捗率である。EC委員会は88年末までに全体の90%の項目について閣僚理事会への提案を終える考えで、その後2年間で大半の指令案の採択を閣僚理事会に働きかける。当初の計画に比べると理事会での審議は遅れ気味であるが、1992年の域内市場完成に向けてECが一步一步前進していることは確かである。

2 市場統合から生ずる利益

EC経済の統合を妨げる様々な障壁はEC経済にどれほどの負担をかけているのであろうか。それらの障壁を除去することによってEC経済はどれほどの潜在的利益を得ることができるのであろうか。EC委員会はこの問題について詳細な研究調査を行い、その成果を1988年3月刊行の『欧州経済：1992年の経済学』に発表した。¹⁷⁾ 研究の基準年次は1985年、調査対象国はドイツ、フランス、イタリア、イギリス、ベルギー、ルクセンブルク、オランダの7カ国であり、企業の意見調査についてはEC12カ国全体を対象にしている。基準年次における主要7カ国のGDP総額は2兆9000億ECU（1ECU=0.76309米ドル）、加盟12カ国のGDP総額3兆3,000億ECUの88%に達する。同研究によれば、市場統合から生ずる直接的間接的な利益は次の通りである。¹⁸⁾ 第7表はそれを表示したものである。

(1) 国境規制に伴う障壁が撤廃されると、輸出入業者にとっての貿易費用が削減され、貿易品の価格は低下し、実質購買力が増加する。その利益は80～90億ECU、域内貿易のおよそ1.6～1.8%、GDP総額の0.2～0.3%に相当する。

(2) 市場参入や競争を制限する様々な基準や規制は価格と生産に影響する。政府調達規制は輸入競争や国内競争を制限することによって価格を引き上げるし、各国の技術基準やサービス産業規制は生産コストと価格に影響する。それらの障壁を除去することによって得られる潜在的な利益は570～710億ECU、GDP総額の2.0～2.4%を占める。

上述の(1)と(2)の利益は市場障壁の除去から得ら

第7表 EC域内市場完成から生ずるマイクロ経済的利益¹⁾ (EC7カ国, 1985年基準)

	金額 10億ECU		GDPの%	
	A	B	A	B
(1) 貿易障壁の除去から生ずる利益	8	9	0.2	0.3
(2) 生産全般の障壁の除去から生ずる利益	57	71	2.0	2.4
障壁の除去から生ずる利益の合計(a)	65	80	2.2	2.7
(3) 生産の再編拡大からの規模の利益	60	61	2.0	2.1
(4) 企業の不効率と独占利潤の減少による利益	46	46	1.6	1.6
市場統合から生ずる利益の合計				
(3)と(4)の合計 (b)	106	107	3.6	3.7
(3)と(4)についての別の測定 (c)	62	62	2.1	2.1
障壁除去と市場統合から生ずる利益の総計				
(a)+(b)	171	187	5.8	6.4
(a)+(c)	127	142	4.3	4.8
EC 12カ国に生ずる利益 ²⁾ (1988年価格)	173	257	4.3	6.4

〔出所〕 Commission of the European Communities, *European Economy: The Economics of 1992*, No. 35, March 1988, p. 157.

1) 数値AとBは(1)と(2)の推計で使用された情報源泉が異なることを示す。

2) 1985年の7カ国についての利益総額1270—1870億ECUの対GDP比を1988年の12カ国のGDPに適用して得られる利益総額。

れる直接的な利益であり、その合計額はGDP総額の2.2～2.7%に達する。市場障壁の除去によって市場が統合され競争関係が激しくなると、次の利益が生ずる。

(3) 統合された大市場において競争が激化すると、効率の悪い工場は閉鎖され、新投資が増大して産業の再編成が進み、規模の利益が追求される。こうして合理的な産業構造が形成されると、EC産業の3分の1において生産コストが1%から7%削減される。生産の再編拡大から生ずる規模の利益は600～610億ECUと見積られ、その対GD

P比は2.0～2.1%である。

(4) 市場統合による競争の激化から得られる上述の利益のほかに、企業の不効率性を除去することによっても利益が得られる。企業内における労働力や物的資源や資金の不適切な配分は生産コストを引き上げる。それは過剰人員や過剰在庫や過大な間接費という形をとる。弱い競争条件はそのような不効率を生み、また過大な利潤あるいは独占利潤を許容する。競争の激化は企業内の不効率と独占利潤を取り除き、生産コストと価格を引き下げることになる。こうして得られる利益を市場統合の他の利益と区別して推計することは容易でないが、ある測定方法による推計によれば、その利益は460億ECU、GDPの1.6%となる。

(3)と(4)に示された市場統合から生ずる潜在的利益はその長期的効果であり、それが実現するためには数年を要するであろう。他の測定方法による推計をも考慮すると、(3)と(4)の利益の合計額は620～1070億ECUの範囲内にあり、その対GDP比は2.1～3.7%となる。

上述の(1)～(4)の利益は、市場障壁の除去と市場統合によって財・サービスの価格が競争的水準に低下することから生ずるものである。これらの利益の総額はEC7カ国について1270～1870億ECUの範囲内にあり、GDP総額の4.3～6.4%に達する。¹⁹⁾ EC12カ国の1988年GDP総額について同じ比率を適用すれば、その利益総額は1730～2570億ECUである。

市場統合によるマイクロ経済的利益が中長期的にECGDP総額の4.3～6.4%に達するという事は、域内市場の完成に伴ってそれだけ経済活動が活性化し、マクロ経済的效果を生むことを意味する。EC委員会の上記研究の推計によれば、市場統合のマクロ経済的效果は第8表の通りである。

市場統合完成の5、6年後にはその経済効果が現われて、インフレ率は低下し、財政赤字は減少し、域外諸国との経常収支も改善され、そこに拡大的経済政策を実施する余地が生ずる。しかしそのような措置を実施しない場合にもGDPは市場統合完成の数年後には統合前よりも4.5%上昇し、雇用は180万人増加する。消費者物価は6.1%低下

第8表 EC域内市場の完成から生ずるマ
クロ経済的利益¹⁾

経済政策上の 措置	GDP 変化率 %	消費者物 価 変化率 %	雇 用 増加数 100万人	財政赤字 改善幅 対GDP比 %	対外収支 改善幅 対GDP比 %
経済政策上の措 置を伴わない場 合 ²⁾	4.5	-6.1	1.8	2.2	1.0
経済政策上の措 置を伴う場合 ²⁾	7.0	-4.5	5.0	0.4	-0.2

〔出所〕 Commission of the European Communities, *European Economy: The Economies of 1992*, pp. 159, 165.

1) 域内市場完成の5—6年後に生ずる利益。

2) 誤差の範囲は±30%。

し、財政赤字は対GDP比で2.2%も改善され、対外収支は同じく対GDP比で1%改善される。対外収支を大幅に悪化させない範囲内で拡大的経済政策が実施される場合には、GDPは7.0%も上昇し、雇用は500万人増加する。消費者物価低下率は4.5%、拡大政策が実施されない場合よりは小幅となる。財政赤字の改善幅は対GDP比で0.4%に縮小する。対外収支は同じく対GDP比で0.2%悪化する。

3 市場統合の国際経済的意味

ECはすでに関税同盟を形成し共通農業政策を実施している。関税同盟は共通関税によって域外を差別し、共通農業政策は域外からの輸入に可変の課徴金を賦課することによって農産物輸入を大幅に制限してきた。今回のECの市場統合は域内非関税障壁を取り除くことによって域内市場の完成を旨とするものであり、域内市場が完成すれば域内貿易は国内取引とほぼ同性質のものに転ずる。それは例えばアメリカの州際取引と類似したものに近づく。

域内市場障壁を取り除くというそのこと自体が域外に対するECの輸入障壁を高める。例えば、域内トラック輸送の自由化は域内貿易の輸送コストを引き下げることによってEC段階での輸入障壁を高める。EC産業に適合的な工業規格の統一は、域外産業に対する市場障壁の形成となる。それゆえアメリカ政府は自国企業の輸出障壁になる

ようなEC工業規格の設定に反対してECに対し繰り返し警告を発している。²⁰⁾ 政府調達市場の開放に際してはECは域外に対し相互主義の原則を採用する方針であり、²¹⁾ これにより政府調達市場では域外企業の参入が制限される公算が高い。

域内市場統合によってEC貿易における域内貿易のシェアは一段と高まることになろう。1つには域内市場障壁の除去により域内分業が拡大するからであり、また1つには域外差別によって域外から域内への貿易転換が進むからである。また域内市場競争の激化に刺激されて生ずる域内産業の生産性の上昇は貿易転換効果を一段と促進するであろう。こうしてECの対外貿易収支は大幅に改善される。

ECおよびその加盟諸国はこれまでに域外諸国からの輸入に対してさまざまな規制措置を実施してきた。繊維、鉄鋼、自動車のほかにアルミ、履物、テレビ、VTR、フォークリフト・トラック、マシニング・センター、船舶、航空機などの品目が輸入規制あるいは輸出国の輸出自主規制の対象となっている。²²⁾ EC輸入に占める保護貿易の比率は、農産物をも含めると1974年の36%から80年には45%に、製品輸入での規制比率は同期間に0.1%から16%に上昇した。²³⁾ 80年代に輸入規制や輸出国の対EC輸出自主規制は拡大してきており、その比率は一段と上昇しているはずである。1985—86年にECの対日輸入はその40%が規制されている。²⁴⁾

市場統合の進展は国レベルでの輸入規制を困難にする。市場統合が進むとEC域内の通関手続は無くなり、国別の輸入規制は尻抜けになる。現在の輸入規制の多くは加盟国が実施しており、その国レベルでの規制は市場統合完成に伴ってECレベルでの規制に転換され拡大されることになるであろう。域内市場統合と域外からの輸入規制とは相まって域外差別を強化し、経済ブロックの形成に導くことになる。

ECと貿易上最も緊密な関係にあるEFTAは、EC市場統合の域外差別による不利を回避するためにECとの市場障壁を撤廃する必要に迫られ、88年に入るとEFTAとECは両機構間の市場障

壁を撤廃して欧州経済圏を創設するために交渉を開始した。1部のEFTA諸国はEC加盟を検討しており、EFTAがECとの統合により発展的に解消する可能性も高まってきた。²⁵⁾ 経済ブロックはその域外差別によって経済領域を拡大する動力を内包しており、EC市場統合はそうした動力によって欧州経済圏の創設に向って前進することになる。

世界経済の分裂と統合

世界経済を編成する枠組として自由貿易体制が経済的合理性をもっていることはすでに理論的に証明されている。しかし自由貿易体制の現実性は経済的に国際優位を占める国々の指導性にかかっている。事実、ガット体制は世界経済において圧倒的優位にあったアメリカが主導的役割を演じて創設したものであった。

自由貿易体制は経済力の強大な国がそれを支えるためのコストを負担しなければ崩壊する。経済的に弱体化したアメリカはガットの精神を具体化する能力を失い、二国間協定政策や地域の特恵政策に基づく通商ブロックの形成へと向っている。ECは経済的停滞から脱却し経済力の再建を図るために経済ブロックの形成に着手した。

このような米欧の通商政策は保護貿易主義強化の傾向と相まって世界経済を分裂の危機に陥れている。しかし他方において国際資本移動は一段と活発化してきた。EC域内市場統合が創り出す新たな投資機会に魅せられて日米企業の対EC投資は活発化し、また米加自由貿易協定が創出する市場機会を利用するために日欧企業の対米加投資は増大する動きを見せている。国際資本移動の拡大は商品、サービス、労働力、生産技術の国際的移動を伴い、世界経済はこの面から相互依存関係を強めている。

世界経済は分裂への傾向を強めながら、他面では統合への動きをも見せている。世界経済の統合を促進し自由貿易体制を維持することは、経済力を強化した日本の国際的責務となった。日本は自国市場の開放を進めて輸入を拡大し、国際投資を

先進国に対してばかりでなく発展途上国へも拡大してその経済的発展を図ることを求められている。

現在進行中のガットのウルグアイ・ラウンドは自由貿易体制の前途を決める重要な交渉である。新ラウンドが成功すれば、米欧二大経済ブロックの域外差別的な性格は弱められ、世界経済は統合に向って一歩前進しよう。しかしガットを支えてきたアメリカは経済力が弱くなって主導的役割を演ずることができず、ECにはガットを支える意思がなく、日本はガットを維持するためのコストを支払うことに消極的であるとすれば、新ラウンドは良い成果を収めえず、世界経済はブロック化の傾向を強めることになる。

〔1988年12月10日脱稿〕

注

- 1) アメリカの経済的優位の後退に伴って世界経済がブロック化する可能性のあることを筆者はかつて論じたことがある。当時(1970年代末)はその具体的動向は顕著ではなかったが、世界経済にはブロック化の力が通商的にも通貨的にも潜在的に作用していることについて論じた。拙著『新経済ナショナリズム』(東京大学出版会、1979年)参照。
- 2) 拙稿「アメリカ通商政策の転換」、『商経論叢』第23巻第4号(昭和63年3月、神奈川大学経済学会)7—22頁参照。
- 3) “Trade Negotiations: The Next Steps. An Interview With Geza Feketekuty, Senior Assistant U.S. Trade Representative”, *Economic Impact*, No. 54(1984/1) pp. 58—60. 前掲拙稿, 22—24頁。
- 4) Committee on Ways and Means, U.S. House of Representatives, Overview and Compilation of U.S. Trade Statutes, 1987, pp. 575—576. 松下満雄監修・日本貿易振興会編『米国の1984年通商関税法』(日本貿易振興会、昭和60年)99—100, 331—332頁。
- 5) アメリカ・イスラエル自由貿易地域協定については、United States International Trade Commission, *Operation of the Trade Agreements Program*, 36th Report (1984), pp. 26—33; *Business Week*, January 23, 1984, p. 32 参照。
- 6) John W. Evans, *The Kennedy Round in American Trade Policy*, 1971, p. 54.
- 7) 米加自由貿易協定の概要については差し当り、『昭和63年版通商白書』252—253頁; *Business Week*, October 19, 1987, pp. 20—21 and April 4, 1988, pp. 14—16; Jeffrey J. Schott and Murray G. Smith, eds., *The Canada-United States Free Trade Agreement: The Global Impact*, 1988, pp. 15—32 参照。
- 8) Schott and Smith, eds., *op. cit.*, pp. 18—19.
- 9) *Business Week*, January 3, 1983, p. 40.
- 10) カリブ海地域構想については、U.S. International Trade Commission, *Operation of the Trade Agreements Program*, 35th Report (1983), pp. 25—36; *Ibid.*, 37th

Report (1985), pp. 254—256; Committee on Ways and Means, U. S. House of Representatives, *op. cit.*, pp. 16—20 (福島榮一監訳『米国の通商関連法』日本貿易振興会, 27—33頁); *Business Week*, July 11, 1983, pp. 18—19 and October 24, 1987, p. 102 参照。

- 11) アメリカの地域別貿易収支については、石崎昭彦・佐々木隆雄・鈴木直次・春田素夫共著『現代のアメリカ経済』(東洋経済新報社, 改訂版, 昭和63年) 104—107頁参照。
- 12) Commission of the European Communities, *Completing the Internal Market: White Paper from the Commission to the European Council*, June 1985 参照。同書末尾に1992年までに域内市場を完成するために実施すべき措置約300項目の予定表が掲載されている。また同予定表は、Marie-Josée Drouin, Maurice Ernst & Jimmy W. Wheeler, *Western European Adjustment to Structural Economic Problems*, 1987, Annex B に転載されている。
- 13) 単一欧州議定書については、Ian Barnes with Jill Preston, *The European Community*, 1988, Appendix One; Commission of the European Communities, *Europe without Frontiers: Completing the Internal Market*, second edition, p. 23 (駐日EC委員会代表部訳『国境なき欧州—域内市場統合の完成』改訂版, 14—15頁) 参照。
- 14) 詳細については、Commission of the EC, *Completing the Internal Market*, pp. 4—55; Commission of the EC, *Europe without Frontiers*, pp. 31—59 (前掲邦訳, 20—41頁) 参照。なおその簡単な解説については、Barnes with Preston, *op. cit.*, pp. 38—42 参照。
- 15) 2, 3の事例をあげる。88年6月にルクセンブルクで開いたEC蔵相理事会は域内12カ国の為替管理をすべて撤廃し、資本移動を完全に自由化することで合意した。ECはこれまでに段階的に資本移動を自由化してきており、今回の規制撤廃は、①銀行預金の開放を含む短期資本移動、②非経常取引にかかわる信用供与、③ベルギー、ルクセンブルクで採用している二重為替相場制などについて行われる。この措置によりEC諸国の国民は域内で自由に銀行口座の開設ができ、銀行は融資活動ができるようになる。イギリス、西ドイツ、オランダは事実上、すでに資本移動を自由化しており、主要国の中ではフランスとイタリアに規制が残っていた。これらの規制は2年後の90年までに撤廃される。経済力の弱いスペイン、ポルトガル、アイルランド、ギリシャの4カ国は92年までにそれらの規制を撤廃する。閣僚理事会における資本移動自由化の合意を受けて、EC委員会はさらに域内の投資収益に関する税金を一律にする指令案を年末までに作成することとなった。投資収益に対する税率の相違からフランスとデンマークの富裕層の銀行預金などが他の加盟国に移動する懸念が出たためである(『日本経済新聞』1988年6月14日夕刊)。

同じく88年6月にルクセンブルクで開催された運輸相理事会は93年1月から域内12カ国のトラック輸送業を完全に自由化することで合意した。輸送業者への免許発行の抑制

や二国間の輸送枠の設定など市場参入を規制する措置は段階的に縮小され、93年から域内共通の輸送市場が形成される。ECとしては先の資本移動の自由化に次ぐ画期的な決断で、92年の市場統合の実現に向けてまた一歩前進したことになる。

輸送業は域内諸国において市場参入への規制が残っている代表業種の1つで、西ドイツなどが自由化に強く反対してきた。しかし近く開催されるEC首脳会議を前に議長国として市場統合を積極的に推進する立場から西独が譲歩する形で自由化が決定された。運輸相理事会で合意した事項は、①域内諸国が二国間取決めなどで設けている輸送枠を93年1月1日からすべて撤廃し、域内での自由な営業活動を認めること、②同日以降は域内の国際的トラック輸送業への参入は一定の条件の下に与えるEC共通免許で管理すること、③93年までは二国間の輸送枠を段階的に縮小し、域内全体で活動できるECの輸送枠を拡大することなどである。現在、トラック輸送の54%は二国間の輸送枠のもとで行われ、事実上の参入障壁となっている。この輸送枠を縮小し、域内全体で活動できる輸送枠を拡大することによって輸送サービスの自由化が段階的に推進され、93年からはトラック輸送業で自由な営業活動が認められることとなった。市場統合の進展に伴ってトラック輸送は域内諸国の貿易の担い手として重要性が一段と高まるものとみられ、市場統合にとってそのもつ意味は大きい(『日本経済新聞』1988年6月21日夕刊参照)。

- 16) 『日本経済新聞』1988年11月11日号。
- 17) Commission of the European Communities, *European Economy: The Economies of 1992*, No. 35, March 1988.
- 18) *Ibid.*, pp. 17—22, 151—168 参照。
- 19) EC委員会の研究によれば、本文中の(1)～(4)の利益を生み出す根拠となる諸要因を相互に区別することは容易でなく、それらの利益を集計するに当たっては二重計算を回避し、調査漏れのないよう慎重を期したという。市場統合の総体的利益は広い範囲内で示され、GNP比で2%もの差が出ている。ちなみに、EC経済の全部門の総産出高(総売上高)は1985年に約6兆ECUである。その半分強に当たる3兆3000億ECUがGDPであり、他の半分は中間投入である。従って経済の各部門がその生産コストを削減して販売価格を1%引き下げれば、それによる経済的利益はGDPの2%になる(*Ibid.*, p. 153)。
- 20) *The Economist*, February 13 1988, pp. 48—50.
- 21) 『日本経済新聞』1988年6月23日号
- 22) 楊井克巳・石崎昭彦編『現代国際経済』東京大学出版会, 1984年, 241—248頁; Ian Barnes with Jill Preston, *The European Community* 1988, pp. 47—56 参照。
- 23) S. A. B. Page, "The Revival of Protectionism and its Consequences for Europe," *Journal of Common Market Studies*, September 1981, p. 29.
- 24) Barnes *op. cit.*, p. 53.
- 25) 『日本経済新聞』1988年6月16日号, 11月28日号, 11月29日号, 11月30日号, 12月2日号など参照。